

医薬品医療機器等法（薬機法）の解説



東京都保健医療局健康安全部
薬務課監視指導担当

薬機法について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
(略：「医薬品医療機器等法」または「薬機法」)

目的

【薬機法第1条(抜粋)】

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行うとともに・・・・・・保健衛生の向上を目的とする。

医薬品製造メーカーや薬局以外の方も薬機法の規制を受けます！

薬機法の規制

- 1 販売に係る規制
製品によっては販売時に許可等が必要
- 2 広告に係る規制
製品毎に広告できる範囲が決まっている

※正規の手続きに基づき製造等された製品を仕入れて、販売されるという前提で話を進めていきます。

薬機法において定義されている製品

1 薬機法において、定義が定められているもの

- (1) 医薬品
- (2) 医薬部外品
- (3) 化粧品
- (4) 医療機器
- (5) 再生医療等製品
- (6) 体外診断用医薬品

2 薬機法において、定義が定められていないもの

- (1) 食品（食品衛生法において定義あり）
- (2) 雑貨類

「医薬品」の定義

【薬機法第2条第1項】

- 一 日本薬局方に収められている物
- 二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが**目的**とされている物であつて、機械器具等（機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並びにプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）及びこれを記録した記録媒体をいう。以下同じ。）でないもの（医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）
- 三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが**目的**とされている物であつて、機械器具等でないもの（医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く。）

「医薬部外品」の定義

【薬機法第2条第2項】

次に掲げる物であって人体に対する作用が緩和なもの

一 次のイからハまでに掲げる**目的**のために使用される物（これらの使用目的のほかに、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。）であって機械器具等でないもの

イ 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止

ロ あせも、ただれ等の防止

ハ 脱毛の防止、育毛又は除毛

二 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の**目的**のために使用される物（この使用目的のほかに、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。）であって機械器具等でないもの

三 前項第二号又は第三号に規定する**目的**のために使用される物(前二号に掲げる物を除く。)のうち、厚生労働大臣が指定するもの

「医薬部外品」の例



殺虫剤



ビタミン
含有保健剤



腋臭防止剤



生理処理用品
(生理用ナプキン)

「**薬用**」の標ぼうが可能



薬用
歯みがき類

薬用入浴剤

薬用石けん

薬用シャンプー

薬用化粧品

「化粧品」の定義

【薬機法第2条第3項】

人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが**目的**とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。ただし、これらの使用目的のほかに、第1項第2号又は第3号に規定する用途に使用されることも併せて目的とされている物及び医薬部外品を除く。



マニキュア



ファンデーション



石けん



浴用化粧料



歯磨き類



香水

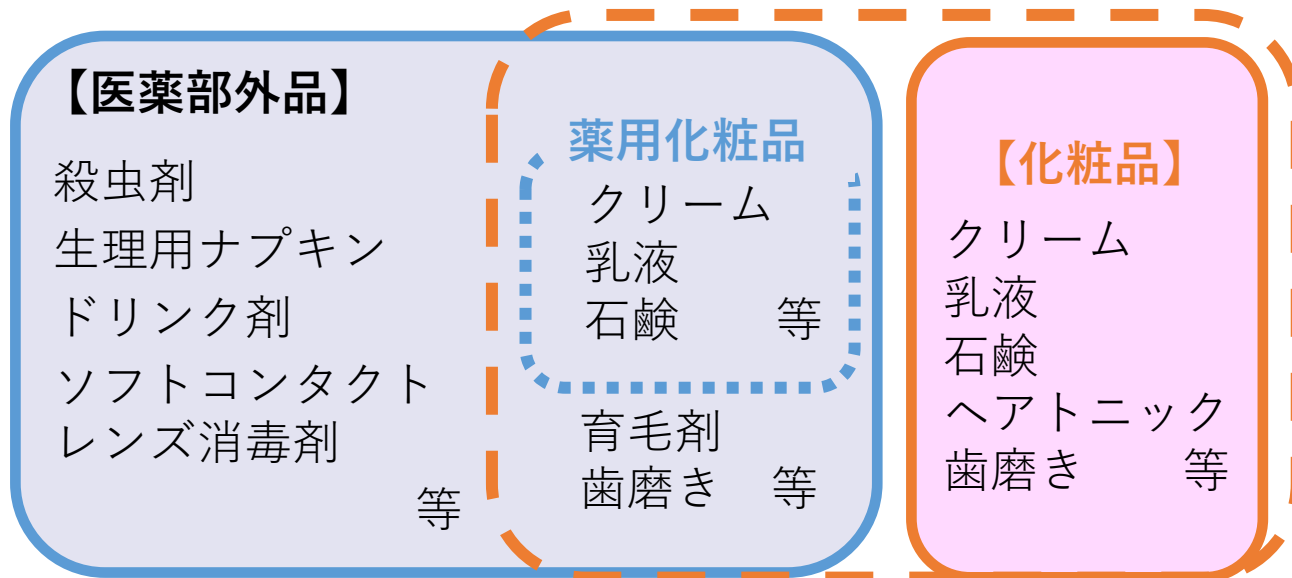


シャンプー



基礎化粧品

医薬部外品と化粧品の違いについて 【概念】



形状・使用方法が似ている！

「医療機器」の定義

【薬機法第2条第4項】

人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等（再生医療等製品を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。



体温計



電動式マッサージ器



磁気治療器



視力補正用眼鏡
コンタクトレンズ



自動体外式除細動器
(Automated External Defibrillator)



絆創膏

「再生医療等製品」の定義

【薬機法第2条第9項】

次に掲げる物（医薬部外品及び化粧品を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。

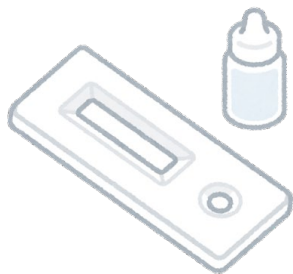
- 一 次に掲げる医療又は獣医療に使用されることが**目的**とされている物のうち、人又は動物の細胞に培養その他の加工を施したもの
 - イ 人又は動物の身体の構造又は機能の再建、修復又は形成
 - ロ 人又は動物の疾病の治療又は予防

- 二 人又は動物の疾病の治療に使用されることが**目的**とされている物のうち、人又は動物の細胞に導入され、これらの体内で発現する遺伝子を含有させたもの

「体外診断用医薬品」の定義

【薬機法第2条第14項】

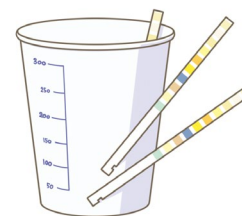
専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることがないもの



抗原検査キット（診断用）



妊娠検査薬



尿蛋白・尿糖 試験紙（診断用）

「食品」の定義（食品衛生法による根拠）

【食品衛生法第4条第1項】

食品とは、全ての飲食物をいう。

ただし、医薬品医療機器等法に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品はこれに含まない。



口から摂取するものは、食品、医薬品、医薬部外品、再生医療等製品のいずれかに分類される。

補足

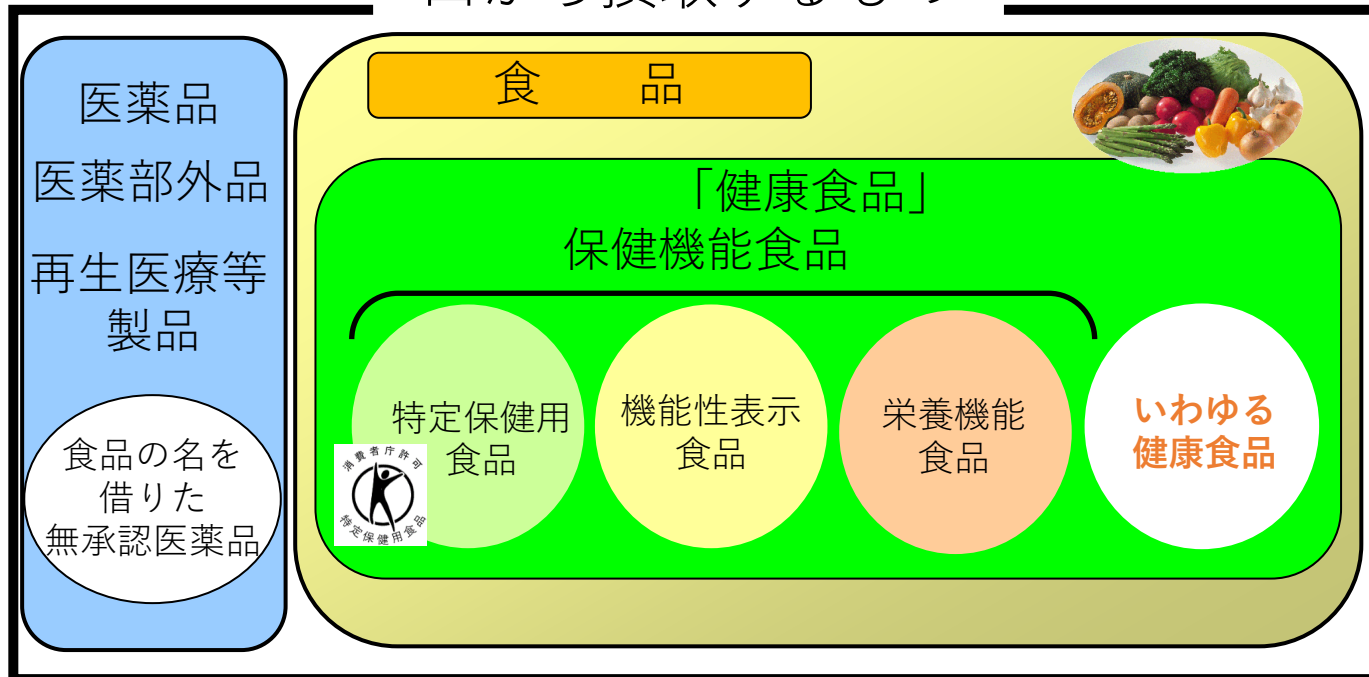
「健康食品」とは？

法律上の定義はなく、一般的には普通の食品よりも「健康によいと称して売られている食品」を指している。

「健康食品」の範囲

「健康食品」：健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指す。
(「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会による)

口から摂取するもの



目的による分類①



風呂に入れる
身体に塗る



化粧品
医薬部外品

病気を治す



医薬品

食べる



食品

目的による分類②



手術用



医療機器



文房具
理美容で使用



いわゆる雑貨

薬機法による販売規制について

	医薬品	体外診断用 医薬品	医療機器	医薬部外 品	化粧品	食品 雑貨
薬機法定義	有	有	有	有	有	なし
販売規制	要	要	要の製品あり (※)	不要	不要	不要

(※) 高度管理医療機器・特定保守管理医療機器の販売等には許可が必要
管理医療機器の販売等には届出が必要

医薬品医療機器等法上での広告の該当性

平成10年9月29日医薬監第148号

- 1 顧客を誘引する（顧客の購入意欲を昂進させる）意図が明確であること。
- 2 特定医薬品等の商品名が明らかにされていること。
- 3 一般人が認知できる状態であること。

以上3点全てを満たすと広告とみなされる。

薬機法の広告規制（根拠）①

【薬機法第66条第1項】

(誇大広告等)

何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、**虚偽又は誇大**な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。

対象：医薬品（体外診断用医薬品も含む）

医薬部外品・化粧品

医療機器・再生医療等製品

薬機法において、定義がある製品が対象

薬機法の広告規制（根拠）②

【薬機法第68条】

(承認前の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の広告の禁止)

何人も、第14条第1項、第23条の2の5第1項若しくは第23条の2の23第1項に規定する医薬品若しくは医療機器又は再生医療等製品であつて、まだ第14条第1項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項、第23条の2の17第1項、第23条の25第1項若しくは第23条の37第1項の承認又は第23条の2の23第1項の認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。

対象：健康食品・雑貨

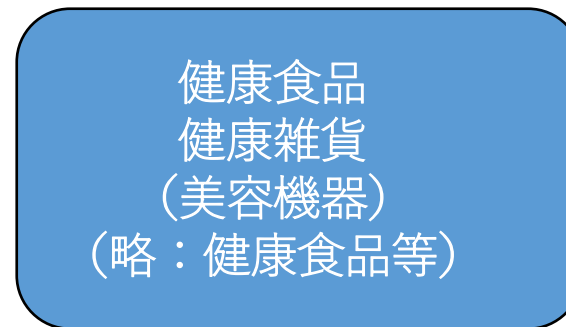
薬機法において、定義がない製品が対象

薬機法による広告規制の概要



認められた効能・効果
について、
虚偽・誇大な表現
(薬機法第66条第1項)

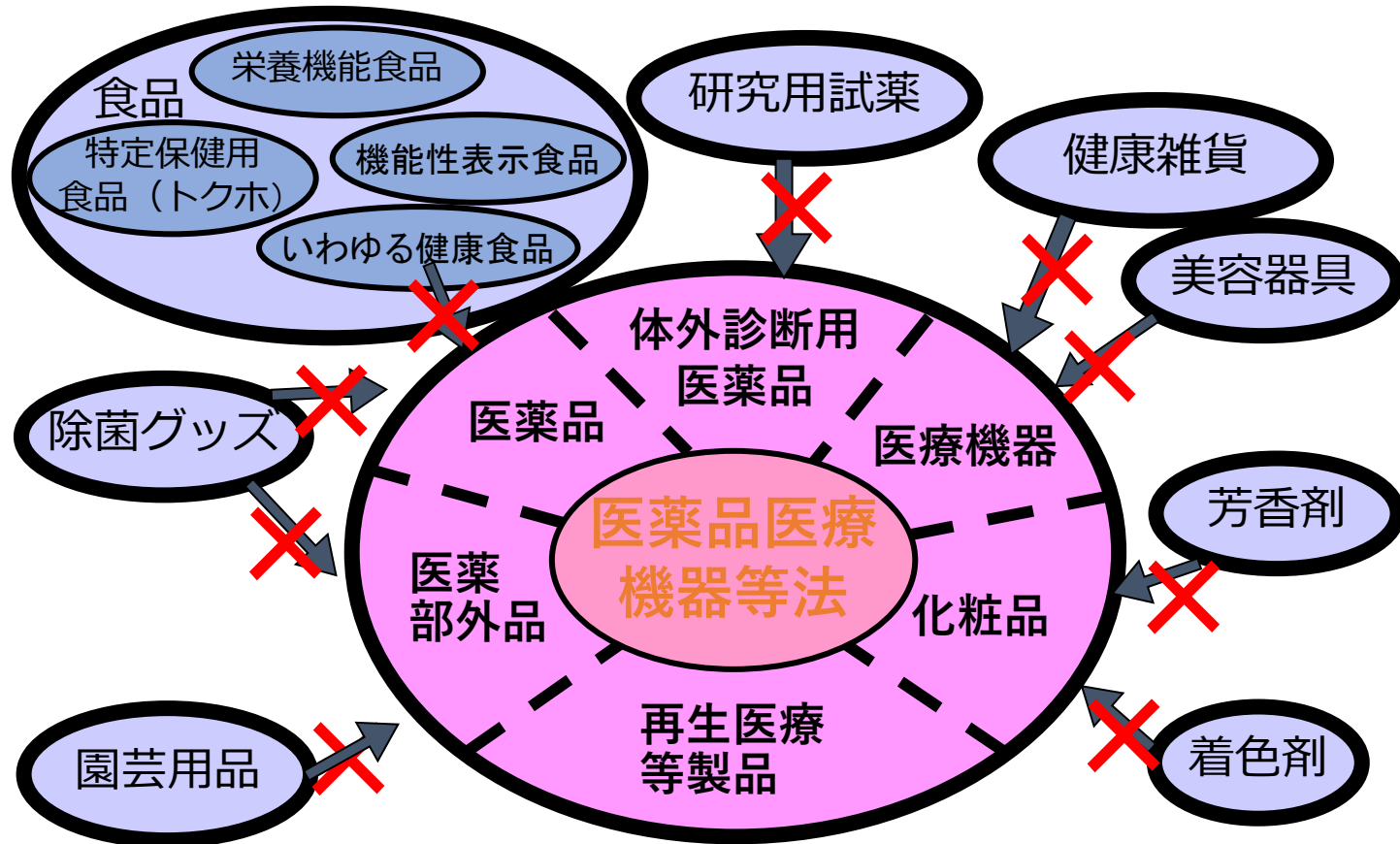
医薬品等適正広告基準により判断



医薬品や医療機器
と
誤認を与える表現
(薬機法第68条)

医薬品の範囲に関する基準
薬機法（医薬品等の定義）により判断

医薬品医療機器等法の規制（イメージ図）



医薬品等の広告規制（概要）

医薬品
医薬部外品
体外用診断薬
医療機器

効能効果について製品毎に個別審査等を受ける必要がある（承認）。

つまり、製品毎に承認された効能効果が決まっているので、その範囲内で広告を行う必要がある。

化粧品

効能効果について効能効果の個別審査は行われ~~ない~~。

化粧品の効能の範囲が示されているので、事実に基づきその範囲内で広告を行う必要がある。

（化粧品の効能の範囲：56項目）

医薬品等適正広告基準のポイント①

第1 目的

第2 広告を行う者の責務

第3 基準 1 ～ 1 5

◆基準 1 ～ 3

医薬品医療機器等法第 6 6 条第 1 項の解釈

◆基準 4 ～ 1 5

広告の適正化をはかるため遵守すべき事項

医薬品等適正広告基準のポイント②

【医薬品等適正広告基準 第1～第3】

第1 (目的)

この基準は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品(以下「医薬品等」という。)の**広告が虚偽、誇大にわたらないようにするとともにその適正を図ることを目的とする。**

第2 (対象となる広告)

この基準は、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、ウェブサイト及びソーシャル・ネットワークワーキング・サービス等の**すべての媒体における広告を対象とする。**

第3 (広告を行う者の責務)

- 1 医薬品等の広告を行う者は、使用者が当該医薬品等を適正に使用することができるよう、**正確な情報の伝達に努めなければならない。**
- 2 医薬品等の広告を行う者は、医薬品等の本質に鑑み、**医薬品等の品位を損なう又は信用を傷つけるおそれのある広告は行ってはならない。**

医薬品等適正広告基準のポイント③

【医薬品等適正広告基準 第4の3(1)】

承認等を要する医薬品等についての効能効果等の表現の範囲

承認等を要する医薬品等の効能効果又は性能についての表現は、明示的又は暗示的であるか否かにかかわらず、承認等を受けた効能効果等の範囲を超えてはならない。

複数の効能効果を有する医薬品等を広告する場合、そのうちから、特定の一つの効能効果等を広告することは差し支えない。

医薬品等適正広告基準のポイント④

【医薬品等適正広告基準 第4の3(1)】

承認等を要する医薬品等についての効能効果等の表現の範囲

薬用化粧品（医薬部外品）

効能効果が「メラニンの生成を抑え、しみ、そばかすを防ぐ」のところ、単に「しみ、そばかすを防ぐ」のみ記載

→不可

効能効果が「にきびを防ぐ」のところ、単に「にきびに」のみ記載

→不可

医薬品等適正広告基準のポイント⑤

【医薬品等適正広告基準 第4の3(2)】

承認等を要しない医薬品等についての効能効果等の表現の範囲

化粧品¹の効能効果についての表現は、平成23年7月21日薬食発第0721第1号医薬食品局長通知「化粧品の効能の範囲の改正について」に定める範囲をこえてはならない。

医薬品等適正広告基準のポイント⑥

【平成23年7月21日 薬食発0721第1号】

化粧品の効能の範囲について その1

(1) 頭皮、毛髪を清浄にする。	(13) 毛髪の水分、油分を補い保つ。
(2) 香りにより毛髪、頭皮の不快臭を抑える。	(14) 裂毛、切毛、枝毛を防ぐ。
(3) 頭皮、毛髪をすこやかに保つ。	(15) 髪型を整え、保持する。
(4) 毛髪にはり、こしを与える。	(16) 毛髪の帯電を防止する。
(5) 頭皮、毛髪にうるおいを与える。	(17) (汚れをおとすことにより)皮膚を清浄にする。
(6) 頭皮、毛髪のうるおいを保つ。	(18) (洗浄により)ニキビ、アセモを防ぐ(洗顔料)。
(7) 毛髪をしなやかにする。	(19) 肌を整える。
(8) クシどおりをよくする。	(20) 肌のキメを整える。
(9) 毛髪をつやを保つ。	(21) 皮膚をすこやかに保つ。
(10) 毛髪につやを与える。	(22) 肌荒れを防ぐ。
(11) フケ、カユミがとれる。	(23) 肌をひきしめる。
(12) フケ、カユミを抑える。	

医薬品等適正広告基準のポイント⑦

【平成23年7月21日 薬食発0721第1号】

化粧品の効能の範囲について その2

(24) 皮膚にうるおいを与える。	(38) 芳香を与える。
(25) 皮膚の水分、油分を補い保つ。	(39) 爪を保護する。
(26) 皮膚の柔軟性を保つ。	(40) 爪をすこやかに保つ。
(27) 皮膚を保護する。	(41) 爪にうるおいを与える。
(28) 皮膚の乾燥を防ぐ。	(42) 口唇の荒れを防ぐ。
(29) 肌を柔らげる。	(43) 口唇のキメを整える。
(30) 肌にはりを与える。	(44) 口唇にうるおいを与える。
(31) 肌にツヤを与える。	(45) 口唇をすこやかにする。
(32) 肌を滑らかにする。	(46) 口唇を保護する。口唇の乾燥を防ぐ。
(33) ひげを剃りやすくする。	(47) 口唇の乾燥によるカサツキを防ぐ。
(34) ひげそり後の肌を整える。	(48) 口唇を滑らかにする。
(35) あせもを防ぐ(打粉)。	
(36) 日やけを防ぐ。	
(37) 日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ。	

医薬品等適正広告基準のポイント⑧

【平成23年7月21日 薬食発0721第1号】

化粧品の効能の範囲について その3

<p>(49) ムシ菌を防ぐ。(※)</p> <p>(50) 歯を白くする。(※)</p> <p>(51) 歯垢を除去する。(※)</p> <p>(52) 口中を浄化する(歯みがき類)。</p> <p>(53) 口臭を防ぐ(歯みがき類)。</p> <p>(54) 歯のヤニを取る。(※)</p> <p>(55) 歯石の沈着を防ぐ。(※)</p> <p>(56) 乾燥による小ジワを目立たなくする。(※※)</p> <p>(※)使用時にブラッシングを行う 歯みがき類に限る。</p>	<p>(※※)日本化粧品学会の「化粧品機能評価ガイドライン」に基づく試験等を行い、その効果を確認した場合に限る。</p> <p>☆この他</p> <ul style="list-style-type: none">・ 化粧くずれを防ぐ・ 小じわを目立たなくみせる・ みずみずしい肌に見せる・ 清涼感を与える・ 爽快にする <p>等のメーキャップ効果や使用感を表示し、広告することは事実と反しない限り認められます。(平成13年3月9日 医薬監麻発第288号)</p>
--	--

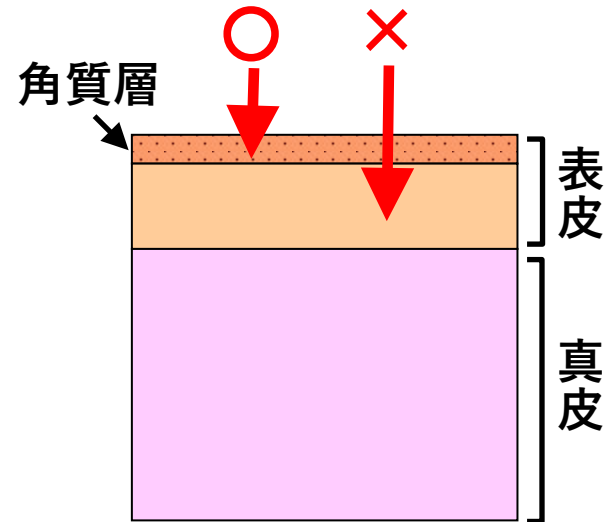
浸透表現について（化粧品の場合）

■ 肌への浸透

- 表皮の角質層への浸透
- × 角質層より奥への浸透

■ 毛髪への浸透

- 毛髪内部への浸透
- × 浸透して損傷部分が（治療的に）回復するような表現



医薬品等適正広告基準のポイント⑨

【医薬品等適正広告基準 第4の3(3)】

医薬品等の成分等及び医療機器の原材料等についての表現の範囲

化粧品における「特記表示」について

特記表示とは、商品に配合されている成分中、特に訴求したい成分を目立つよう表示することである。



化粧品で特記表示をすると、あたかもその成分が有効成分であるかのような誤認を生じるため、**配合目的（化粧品に認められた効能の範囲で）**を併記しなければならない。

「特記表示」について（化粧品）

- うるおい成分アロエ配合
- 肌にうるおいを与え、乾燥を防ぎます（コラーゲン配合）
- 微粒子タルクが日差しを遮り、日焼けによるシミ・ソバカスを防ぎます
- ビタミンE（製品の抗酸化剤）
- × ホホバ油配合のクリームです <配合目的なし>
- × 消炎効果のあるグリチルリチン酸モノアンモニウム配合
- × アンチエイジング成分○○配合
⇒ <化粧品の配合目的として不適切>
- × 漢方成分抽出物、生薬エキス・薬用植物エキス
⇒ <薬理作用の暗示>

医薬品等適正広告基準のポイント⑩

【医薬品等適正広告基準 第4の3(5)】

効能効果等又は安全性を保証する表現の禁止

例えば胃腸薬の広告で

胃弱、胃酸過多等の適応症をあげ、それが「根治」「全快する」
「安全性は確認済み」「副作用の心配はない」

等の表現を用い、疾病の要因、患者の性別、年齢等の如何を問わず、
効能効果が確実であること又は安全であることを保証するような表現
は認められない。

医薬品等適正広告基準のポイント⑪

【医薬品等適正広告基準 第4の3(5)】

効能効果等又は安全性を保証する表現の禁止

歴史的な表現を用いて、効能効果や安全性が優れている旨の表現は認められない。

- × ○○年の歴史に裏付けられた安全な医薬品
- × △△は○○年の歴史を持っているから良く効く

臨床データや実験例等を例示し、広告することは原則認められない。

一般向けの広告にあっては、臨床データや実験例等を例示することは消費者に対して説明不足となり、かえって効能効果等又は安全性について誤解を与えるおそれがあるため

医薬品等適正広告基準のポイント⑫

【医薬品等適正広告基準 第4の3(5)】

効能効果等又は安全性を保証する表現の禁止

図面、写真等による表現については、承認等外の効能効果等を想起させるもの、効果発現までの時間及び効果持続時間の保証となるもの又は安全性の保証表現となるものは認められない。

基準改正前は、「使用前後の比較」をもって不可としていた。

基準改正により、比較の有無にかかわらず、写真等から承認外の効能等を想起させることを不可とした。

したがって、**事実であることを前提に**、上記ルールに抵触しない限り、使用前後の写真を使用することが可能となった。

- 染毛料（化粧品）で使用前後写真を用いて、色の対比を行う。
- ✕ 「ひび・あかぎれを防ぐ」を使用前後写真で表現する。
→ 「防ぐ」を使用前後写真で表現することは不可能。

医薬品等適正広告基準のポイント⑬

【医薬品等適正広告基準 第4の3(5)】

効能効果等又は安全性を保証する表現の禁止

効能効果や安全性についての使用体験談は、認められない。

目薬、外皮用剤及び化粧品等の広告で使用感を説明する場合は可。
ただし、使用感のみを特に強調する広告は、消費者に当該製品の使用目的を誤らせるおそれがあるため不可。

- ✕ 保湿効果に満足しています。（化粧品）
- さっぱりとした使い心地で、使用後もべたつきません。
（化粧品）
- ✕ 目薬で爽快感を強調する広告

医薬品等適正広告基準のポイント⑭

【医薬品等適正広告基準 第4の3(5)】

効能効果等又は安全性を保証する表現の禁止

副作用等の表現について

「副作用が少ない」、「比較的安心して・・・」、「刺激が少ない」等の表現は安全性について誤認させるおそれがあるため、使用しないこと。
ただし、低刺激性等が立証されており安全性を強調しない場合及び「眠くなりにくい」と表現することは、その製剤として科学的根拠があり安全性の保証につながらない限り認められるが、他社の製品の誹謗広告に抵触しないよう注意が必要。

医薬品等適正広告基準のポイント⑮

【医薬品等適正広告基準 第4の3(6)】

効能効果等又は安全性についての最大級の表現又はこれに類する表現の禁止

最大級の表現について

- × 最高のききめ、無類のききめ
- × 肝臓薬の王様、胃腸薬のエース
- × 売上げNo. 1※

(※新指定医薬部外品以外の医薬部外品及び化粧品を除く。)

新発売等の表現について

「新発売」、「新しい」等の表現は、
製品発売後12ヵ月間を目安に使用できる

健康食品等の広告規制（概要）

「いわゆる健康食品」「いわゆる雑貨」は薬機法の医薬品や医療機器の承認等を取得したものではない。

つまり、医薬品・医療機器であると誤認を与える広告は行ってはならない。



医薬品の範囲に関する基準・薬機法（医薬品等の定義）に基づき判断する

医薬品と判断するための具体的基準

【S46通知 別紙「医薬品の範囲に関する基準」】

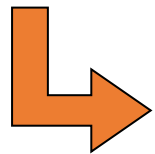
- 1 **成分本質** ⇒ 医薬品専用の成分
- 2 **効能効果** ⇒ 治療・予防効果、改善効果等
- 3 **形 状** ⇒ アンプル、舌下錠など
- 4 **用法用量** ⇒ 時間や服用量の指定

以上の4点を総合的に判断して「医薬品」と「食品」を区別
⇒いずれか該当する場合は医薬品とみなされる

※本日は効能効果の項目を中心に説明します。

医薬品的効能効果とは

- ① 疾病の治療又は予防を目的とする効能効果
- ② 身体の組織機能の一般的増強、増進を目的とする効能効果
- ③ 医薬品的な効能効果の暗示



これらを標ぼうしているものは、医薬品とみなされる

疾病の治療又は予防を目的とする効能効果

<不適例>

ガンに効く
高血圧症の改善
生活習慣病の予防
動脈硬化を防ぐ
風邪・インフルエンザの予防に
花粉症の方に
ニキビ・吹き出物の改善に

身体の組織機能の一般的増強、 増進を主たる目的とする効能効果

<不適例>

精力回復

新陳代謝を高める

肝機能向上

細胞の活性

血液を浄化する、血液サラサラ

免疫機能を強化、自然治癒力が増す

医薬品的な効能効果の暗示

漢方秘宝

名称により効能効果を暗示

C型肝炎に効果があると言われている
〇〇〇を原材料に使用しています。

含有成分の説明により効能効果を暗示

摂取後、一時的に吹き出物が出るかもしれませんが、
体内浄化の初期症状ですので継続してください。

好転反応を示すことにより効能効果を暗示

医薬品的な効能効果とは判断しない表現例

栄養補給を目的とした表現

- 働き盛りの方の栄養補給に
- 発育時の栄養補給に

健康維持、美容を目的とした表現

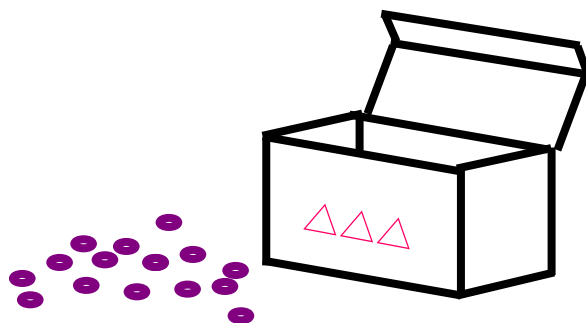
- ○○は、健康維持に役立つ成分です。
- 美容のためにお召し上がりください。 など

バイブル商法

～神秘の〇〇〇！～

当社の製品△△△は、高純度の〇〇〇を贅沢に使用しています。

〇〇〇の効果について詳しく知りたい方は右の本をお読みください。



健康補助食品

【△△△】



薬機法における罰則（広告）

【薬機法第85条】

次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一から三まで（略）

四 第66条第1項又は第3項の規定に違反した者

五 第68条の規定に違反した者

六から十まで（略）

遠赤外線を輻射する衣類等

■医療機器の一般的名称に「家庭用遠赤外線血行促進衣」が新設されたことに伴い、遠赤外線を輻射する衣類等の取り扱いが変更

着用した使用者自身の体温により（衣類等からの遠赤外線の輻射によるものを含む。）血行を促進する使用目的又は効果を有する衣類等は、血行促進といった標ぼうのみをもって医療機器に該当するとは判断しない

※能動型のもの、電動式のもの又は身体への侵襲性があるものは除く

以下のような標ぼうは医療機器に該当

疾病の治療、疾病の予防、疲労回復、筋肉の疲れをとる、筋肉のこりをほぐす、腰痛・肩こり・関節痛・炎症等の改善、神経痛・筋肉痛の緩和、疲労物質の蓄積の抑制、冷え性等の体質の改善・変化、平熱の上昇、免疫機能の向上、新陳代謝を高める、若返り、臓器・組織・細胞の活性化（胃腸の働きを活発にするなど）、むくみの改善

【参考】

令和4年12月14日付薬生監麻発1214第1号「遠赤外線を輻射する衣類等の取扱いについて」

令和4□12□14□薬生機審発1214第1号「一般的名称「家庭用遠赤外線血行促進用衣」の新設に伴う既存品目等の取扱いについて」

骨盤底筋の運動に用いる機械器具①

【通知抜粋】

- 腔内に挿入して骨盤底筋の運動のために用いる機械器具であって、骨盤底筋の運動のみを目的とし、医療機器的な使用目的又は効果（※）を目的とするとの認識を与えないものは、電動、非電動関わらず医療機器に該当しない。
- 運動による健康維持・増進を趣旨とする表現又は筋力を鍛えることにより医療機器である月経カップ等の取り出しを容易にする趣旨の表現は、医療機器的な使用目的又は効果には該当しない。

※疾病の診断、治療若しくは予防又は身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすこと

【抜粋通知】

令和4年4月13日付薬生監麻発0413第5号「骨盤底筋の運動に用いる機械器具の取扱いについて」

薬機法に係る広告等の相談窓口

(販売業者向け)

対象は都内の事業者の方に限ります

【窓口1】

保健医療局健康安全部薬務課監視指導担当（主に面談等による相談【予約制】）

新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎30階 北側

電話番号：03-5320-4512

- ①医薬品等の広告相談
- ②いわゆる健康食品の広告・表示相談
- ③雑貨の広告・表示相談

【窓口2】

健康安全研究センター広域監視部

薬事監視指導課薬事審査担当

新宿区百人町3-24-1 本館1階

電話番号：03-5937-1027

いわゆる健康食品の広告・表示相談【23区内の事業者の方に限る】

※回答は電話で行います。面談による回答は行っていません。電話での回答ができる簡易なものに限ります。

参考資料

- 医薬品等広告講習会 資料

医薬品等広告講習会 東京都

検索

